

コンテンツ・マネジメント分科会セッション

◆ 諸外国におけるスリーストライクルール導入の動き ◆

【セッションの内容】

■ パネリスト

張 睿暎 東京都市大学 専任講師

■ 内容

フランスの HADOPI 法案をきっかけに、2 度の警告うけてもなおインターネット上の著作権侵害行為を続ける者のインターネットアクセスを切断するという「スリーストライクルール (three strikes rule)」が話題になっている。「三振ルール」、「三振アウト制」または「段階的警告 (graduated response)」とも呼ばれる本制度の導入に関する諸外国の動きはかなり速い。フランス、韓国、アイルランドでは、すでに制度の運用が始まっており、多くの国でその導入に関して議論されている。

フランスでは一部違憲となった HADOPI 1 法案の修正案として HADOPI 2 法が成立し、著作権侵害者への警告メールが送付されている。HADOPI 2 法は 2010 年 1 月 1 日から施行されたが、制度運用のための仕組みが整わず、実際に警告が発されたのは 2010 年 10 月 1 日になってからである。侵害探知および警告発送におけるプライバシー侵害などにに対する批判とともに費用負担も問題となっている。フランスにおいて 2 回の警告をうけてアクセスが切断された事例はまだない。

韓国では 2009 年の著作権法の改正で、いわゆる三振アウト制（スリーストライクルール）を導入し、法施行と同時に是正勧告および 1 次警告が出されている。2010 年 11 月 9 日に文化体育観光部により公表された措置結果によると、2010 年 3 月 1 日から 9 月 30 日の間の集中取締による長官命令は、1 次警告 121 件、2 次警告 153 件、3 次警告 193 件となっており、アカウント停止は 11 名である。また、著作権委員会の是正勧告では、警告 32217 件、削除・転送中断 31236 件、アカウント停止 56 件となっている。

一方アイルランドにおいては、立法によるものではなく、著作権者と ISP の間の協定によるスリーストライクルールが運用されている。2010 年 6 月からトライアル運用されている ISP 側のプロトコルにより、開始 1 ヶ月でおよそ 800 人のユーザが 1 次警告を受け、12 月の時点で ISP が送付する警告は週 1000 通にも及んでいるというが、まだ 3 回警告をうけてアクセスが切断された事例はない。

コンテンツ・マネジメント分科会セッション

◆ 諸外国におけるスリーストライクルール導入の動き ◆

インターネット上の著作権侵害による著作権者の被害が大きいということに異論はないと思うが、その解決手段としてスリーストライクルールを導入し、実際の運用にいたるまでには、越えるべきハードルが多い。

著作権を反復的に侵害したとはいえ、インターネットアクセスそのものを切断するのは過度な制限ではないか、侵害探知の際にユーザのプライバシーが侵害されるおそれはないかという批判も多く、スリーストライクルールを導入するか否かを議論する際には、1) ユーザ、2) ISP、3) 司法および行政の立場を十分考慮した慎重な調査が行われるべきである。

また、議論の結果、スリーストライクルールを導入することになったとしても、制度をどのように構成するかが大きな課題として残る。既にスリーストライクルールを運用しているフランス・韓国・アイルランドにおける制度の中身が異なることからわかるように、P2P 取締に集中するのか、ウェブサイト上の侵害も対象とするか、ダウンロードを含むか、アップロードに限定するか、個人ユーザのアクセス切断か、あるいは ISP に対するサイトブロッキング命令か、かかる費用は政府・著作権者・ISP でどのように分担するかなど、様々な要素によって制度の中身が変わるだけに、制度構想の際には、国内の現状を把握し、明確な目標を設定したうえでの検討が要求されるだろう。

本企画セッションにおいては、1) スリーストライクルールを運用している国として、フランス・韓国・アイルランド、2) 関連立法はされているがまだ運用に至ってない国として、台湾・ニュージーランド・イギリス、3) 導入に対する賛否議論がある国々として、スペイン・イタリア・米国・カナダ・ドイツ・ノルウェー・フィンランド・スウェーデン・デンマークなどにおける動きを紹介し、日本への導入可能性を考える。

【略歴】

張 睿暎（ちゃんいえよん）韓国生まれ。延世大学法学部卒業、同大学院在学中、日本政府招へい国費奨学生として来日。早稲田大学法学研究科博士後期課程。早稲田大学助手、桜美林大学非常勤講師、衆議院調査局客員調査員、立教大学法学部兼任講師を経て、現在東京都市大学環境情報学部専任講師。主な研究分野は、著作権法および情報法。

以 上